

雨水貯留浸透施設の中間管理実施計画書

年 月 日

相模原市長 あて

住 所：
設 置 者：
連絡先(tel)： 担当者()
(※外部委託を行っている場合)
住 所：
管理受託者：
連絡先(tel)： 担当者()

特定都市河川浸水被害対策法 第 3 条により特定都市河川流域の指定を受けた境川流域において、
法第 3 0 条「雨水浸透阻害行為の許可」
法第 3 5 条「雨水浸透阻害行為の協議」
に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の
機能を十分に発揮・維持させるため、次のとおり管理を実施します。

第 1 条 この管理実施計画書における雨水貯留浸透施設は、雨水浸透阻害行為による流出雨量の増加を抑制することを目的とした
 雨水を一時的に貯留するための雨水調整池です。(基)
 雨水を一時的に貯留するための雨水貯留施設です。(基)
 雨水を浸透させるための雨水浸透施設です。(浸透ます 基、浸透トレンチ管 m)
 その他浸透施設 ()

第 2 条 雨水貯留浸透施設の所在は次のとおりです。
(1) 相模原市.....区.....
(2) 相模原市.....区.....

第 3 条 施設の所有者は、施設の存続期間中、施設内外の点検ならびに必要な応じて清掃、修繕工事等を行い、施設の維持管理に努めその機能を維持します。

第 4 条 施設の所有権を第三者に譲渡するときは、この維持管理実施計画書の各条項について、譲渡する者に承継します。

2 雨水貯留浸透施設のうち、雨水調整池と雨水貯留施設については、あらたに管理実施計画書を作成し、相模原市長へ届け出るものとします。

第 5 条 雨水貯留浸透施設の機能を損なう恐れのある行為を行う場合には、法第 3 9 条の規定に基づき相模原市長の許可を得るものとします。

第 6 条 施設の所有者は、雨水貯留浸透施設の標識を保全します。万が一、標識が破損している場合は標識の設置者に連絡します。